

諮問番号：令和 2 年度(2020 年度)諮問第 2 号

答申番号：令和 2 年度(2020 年度)答申第 3 号

## 答 申 書

### 第 1 審査会の結論

「熊本県〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）に係る令和元年（2019年）10月30日付け審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきである」とする審査庁の判断は、妥当である。

### 第 2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人

本件処分の理由として、年金等他法による収入の増加と記載されているが、自分から老齢年金を請求していない。老齢年金をもらっても、今後、いつまで就労できるか分からず、国民健康保険料や介護保険料、住民税や固定資産税、NHK受信料の負担が生じ、自宅の修理、エアコン代、冠婚葬祭費や墓を建てる費用なども必要となるので、お金が貯まったから保護を廃止するというのでは納得できない。

よって、本件処分の取消しを求める。

#### 2 審査庁

審理員意見書のとおり本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 第 3 審理員意見書の要旨

#### 1 結論

本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

## 2 理由

### (1) 処分庁の審査請求人に対する老齢年金手続指導について

生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第4条第2項の規定により、審査請求人は保護に優先して他法による扶助の活用を求められていることから、処分庁が審査請求人に対して年金裁定請求手続を指導したことは適切であり、仮に処分庁の説明が不十分であることをもってしても、処分が不当という理由にはならない。

### (2) 保護廃止時における要否判定について

処分庁は、生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年（1963年）4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第10の間6により行う保護の要否判定に当たって、当該時点において現に生じている需要に基づいて認定した最低生活費と収入充当額を対比した結果、収入充当額〇〇円が最低生活費〇〇円を上回ったため、審査請求人の保護を廃止した。

上記の要否判定については、その一部に不適切な点がみられるが、要否判定の結果に影響を及ぼすものではないため、本件処分が不当であるとまではいえない。

## 第4 調査審議の経過

令和2年（2020年）4月17日 審査庁から諮問  
8月7日 第1回審議  
8月28日 第2回審議

## 第5 審査会の判断

### 1 本件審査請求に係る審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

### 2 本件処分の適法性及び妥当性

#### (1) 保護廃止に係る要否判定について

保護の実施機関は、「被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速

やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない」(法第26条)とされており、保護を廃止するに当たっては、当該時点において現に生じている需要に基づいて認定した最低生活費と収入充当額との対比によって判定し、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められる場合に行うべきであるとされている(課長通知第10の問6、同第10の問12)。

また、生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年(1963年)4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第10の2(1)において、「保護の要否の判定は原則としてその判定を行う日の属する月までの3箇月間の平均収入充当額に基づいて行うこと」とされている。

これを本件処分についてみると、令和元年(2019年)9月13日に処分庁が行った要否判定において用いる最低生活費のうち、基準生活費については、同年9月分の基準額である〇〇円としている。しかしながら、要否判定は同年10月1日を基準日としていることから、同年10月分の基準生活費は、同年10月以降の基準額である〇〇円とすべきであり、また、同年11月から令和2年(2020年)3月までの分は、基準額に冬季加算として月額〇〇円を加えた〇〇円とすべきであった。これらを基に算定すると、最低生活費の月額は、令和元年(2019年)10月分は〇〇円、同年11月分から令和2年(2020年)3月分までは〇〇円となり、月額で〇〇円又は〇〇円過少に認定されたことが認められる。

また、要否判定において用いる収入充当額のうち、就労収入額について、処分庁は、令和元年(2019年)6月分から8月分までの平均収入充当額に基づき、月額〇〇円としている。しかしながら、要否判定を行った月が令和元年(2019年)9月であることから、局長通知第10の2(1)に従い、同年7月分から9月分までの3か月の平均収入充当額に基づいて算定すべきであった。これを基に算定すると、就労収入額は〇〇円となり、月額で〇〇円過少に認定されたことが認められる。さらに、手持金について、処分庁が用途について十分な検討を行うことなく全額を収入認定した

ことは不適切である。

以上のことを踏まえて、上記のとおり就労収入額を〇〇円とし、収入充当額に手持金収入認定額の全額である月額〇〇円を含めないこととしても、年金の増額と上記就労収入額を合わせると、収入充当額は〇〇円となり、令和元年（2019年）10月以降分の最低生活費を上回ることから、課長通知第10の間12の保護を要しない状態に該当することとなる。

よって、本件処分に係る要否判定が違法又は不当であったとは認められない。

## （2）老齢年金裁定請求手続の指導について

審査請求人は、年金の裁定請求書は届いたが、請求する意思がなかったため、請求していなかったところ、福祉事務所のケースワーカーが請求書を記載して、勝手に請求したなどとして、処分庁が行った年金の裁定請求手続の指導について不服を述べている。

しかし、年金の裁定請求書において求められる署名又は押印が本人以外の者によりなされたとは考えにくい。また、審査請求人は、年金の裁定請求書をポストに投函するよう同人に指導したとする処分庁の主張に反論もしていないことなどから、年金の裁定請求書をポストに投函したのは審査請求人本人であると認められる。さらに、審査請求人は、令和元年（2019年）8月から老齢年金を実際に受領しており、そのことについて特に異議も述べていない。これらのことからすると、老齢年金の裁定請求の手続は、本人の意思に基づいて行われたものと認められる。

また、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるものである（法第4条第1項）。そうすると、処分庁の担当者は、審査請求人から年金請求書が届いたがまだ請求していないと聞き、同人に対し請求書の記載方法を指導するなどして、速やかに請求するよう指示したことがうかがわれるが、それは当然の指導であって、それを違法又は不当であるとはいえない。

そのほか、当審査会に提出された事件記録によると、処分庁は、審査請

求人に対し、年金額の増額後は要否判定により保護廃止となる可能性がある旨事前に説明していることに加え、保護廃止後において生活に困窮した場合は、再度保護の相談及び申請ができる旨教示しており、審査請求人に対し一定の配慮をしていることが認められる。

以上によると、処分庁の老齢年金裁定請求手続の指導が違法又は不当であったとはいえない。

### 3 結論

以上により、本件処分に違法又は不当な点は認められないから、本件審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

熊本県行政不服審査会 第1部会

委員 出田 孝一

委員 倉田 賀世

委員 不動 洋子